

議員提出議案第 2 号

日進市議会議員政治倫理条例の一部改正について

日進市議会議員政治倫理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

提出者	日進市議会議員	武田 治敏
〃	日進市議会議員	小野田 利信
〃	日進市議会議員	舟橋 よしえ
〃	日進市議会議員	島村 きよみ
〃	日進市議会議員	川嶋 恵美
〃	日進市議会議員	ごとう みき

1 提出理由

この案を提出するのは、議会運営委員会の委員の定数の見直しが生じたことにより、日進市議会議員政治倫理条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

日進市議会議員政治倫理審査会の委員の定数を 9 人から 8 人にする。

日進市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条 例 第 号

日進市議会議員政治倫理条例(平成19年日進市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査会の設置等) 第5条 略 2 議長は、別に定める議会運営委員会の選出方法に準じて、審査会の委員（以下「委員」という。）を指名するものとし、その定数は、 <u>8人</u> とする。 3～5 略	(審査会の設置等) 第5条 略 2 議長は、別に定める議会運営委員会の選出方法に準じて、審査会の委員（以下「委員」という。）を指名するものとし、その定数は、 <u>9人</u> とする。 3～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。